

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2021-06

ハイライト：

第4次産業革命はスピード戦！臨時明細書で後押し！	1
本人が使っていた商標を他人が登録したら？「先使用者」保護制度導入	2
大法院2021. 04. 08. 宣告2019HU11756 [登録無効(特)]	2
特許庁、特許明細書捏造行為に厳重な対応	3
人工知能を利用した医療診断方法の特許出願が急増	4
人工知能、モノのインターネットで粒子状物質の測定技術は進化中	5



第4次産業革命はスピード戦！ 臨時明細書で後押し！

特許庁では昨年からの臨時明細書制度を実施してきたことで、臨時明細書の月別利用件数が3倍以上に増加する等(2020. 4月/227件→2021. 4月/730件(3. 2倍↑))、第4次産業革命分野の発明をより早く特許出願する上で大きく役立っていると明らかにした。

☞臨時明細書制度(2020年3月30日施行):特許出願時に既存の標準化された明細書の形式を要求せず、pdf等の多様な形式で臨時明細書を提出できるよう、行政レベルで積極的に導入したもので、出願日(優先日)から1年2ヶ月となる日までに正式な明細

書を提出すればよい。

臨時明細書制度の施行前は、特許出願の際に、初めから規定の書式に従って作成する必要があったため、明細書の作成に時間がかかり速やかに出願することが難しいと言われてきた。

特に、通信技術(5G)のように、標準特許を先制して確保することが重要視される分野の企業は、国際標準化会議が行なわれている間にリアルタイムで特許出願するという戦略を要したが、これまでは、正規の明細書を作成しなければならなかったため、特許出願が遅くなるという問題があった。

そのため、一部の企業では、米国の仮出願制度を利用して米国に早く出願した後、米国出願をもとに再び韓国に出願するという戦略をとってきた。

臨時明細書は、制度導入の趣旨にふさわしく、第4次産業革命に符合するデジタル新技術分野において集中して活用されていることが分かった。

全体の臨時明細書出願のうち、技術の変化が早い

通信（26.3%）、コンピュータ技術（13.6%）、電子商取引（10.0%）等のデジタル新技術分野が約半分（49.9%）を占めている。

臨時明細書制度の主な利用者も、デジタル新技術分野の企業であるLG電子及びサムスン電子が1、2位を占めており、制度施行後には、それぞれ1,191件、637件を臨時明細書の形で出願している。

LG電子は、通信技術分野だけで984件（82.6%）を臨時明細書で出願しており、サムスン電子は、通信（171件、26.8%）及びコンピュータ技術（240件、37.7%）分野で主に臨時明細書制度を活用している。

特許庁の特許審査企画局長は、「韓国企業にとって強みのある通信・コンピュータ技術等の第4次産業革命デジタル新技術の分野は、他の分野に比べて標準技術を先取りすることがとても重要なため、出願人の立場で素早く出願できる臨時明細書制度が大変役に立っている」とした。

また、これに付け加えて、「韓国特許庁は、第4次産業革命をサポートする政策を継続して設けながら、韓国企業が知的財産権分野で技術覇権をリードできるように積極的に支援するつもり」と述べた。

本人が使っていた商標を他人が登録したら？「先使用者」保護制度導入

特許庁は、誰かが先に商標登録したからといって、これまで使い続けてきた既存の商標及び商号の全てが使用禁止となる訳ではないことを明らかにした。

商標法は、特定の要件を備えて商標を使用している善意の先使用者を保護しているため、これに該当するかどうかを確認する必要がある。

その登録商標が出願される前から、不正競争の目的なく使用してきた結果、該当分野（需要者・取引社会）で周知となっていたり、「商号」として使用する場合には、「善意の先使用者」として継続して使用することができる。

一方、「商号」は、「商人が営業活動の際に自己を表示するために用いる名称」をいうが、商号を所定の要件に従って用いる場合には、他人の登録商標と類似していても商標権侵害に該当しない場合がある。

「人格の同一性を表示する商号」を、商取引の慣行に従って不正競争の目的なしに登録商標が出願される前から使用してきたのであれば、他人の登録商標を侵害する行為に該当しない。

ただし、かかる先使用権は、紛争初期に効果的に対応することが難しいという問題がある。先使用権は、商標権侵害の有無を最終的に判断する訴訟段階で議論される場合が多い。

一方、商標権者は、他人の商標使用に直ちに制裁を加えられる手段（捜査機関への告訴状提出、使用差止め請求権）があるためだ。

また、「先使用権」が認められても他人の使用を禁止することはできない。すなわち、先に出願して商標権を取得してはじめて、他人の使用を禁止したり、損害賠償を請求したりする積極的な権利行使が可能となる。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「本人が使っていた商標を他人が登録した場合、所定の要件を満たす場合に限り使用は可能だが、積極的な権利行使は難しい」と語った。

さらに、「安定した事業運営のためには、事業を始める段階から商標登録を行い不要な紛争に巻き込まれないことが重要」と強調した。



特許判例

大法院2021. 04. 08. 宣告2019HU11756

[登録無効(特)]

[徐放性製剤に関する医薬組成物の進歩性が問題となった事件]

1. 特許発明の進歩性判断の基準

発明の進歩性の有無を判断するに当たっては、先行技術の範囲と内容、進歩性判断の対象となっている発明と先行技術との差異、その発明が属する技術分野における通常の知識を有する者（以下「通常の技術者」という）の技術レベルに関して証拠等の記録に示された資料に基づいて把握した上で、通常の技術者が特許出願当時の技術レベルに照らして進歩性の判断の対

紛争

特許庁、特許明細書捏造行為に 厳重な対応

-(株)テウン製薬の特許明細書における実験データの捏造行為に対し①審査官職権無効審判請求及び②検察に捜査依頼-

特許庁は、テウン製薬が重要な実験データを偽って特許(特許第1583452号:胃腸疾患治療用医薬組成物(登録日:2016.1.4.))を取得した事案について、①審査官が職権無効審判を請求し、②特許法上の虚偽行為の罪(第229条:虚偽、その他の不正な行為により特許/審決を受けた者→3年以下の懲役、3千万ウォン(約293万円)以下の罰金)で検察に捜査依頼を要請すると明らかにした。

まず、担当審査官は、(株)テウン製薬において薬理効果に関する実験データの大部分を改ざんしたものと判断し、薬品関連特許に必須の実験データに重大な瑕疵があるという理由から職権で無効審判を2021年4月28日に請求した。これに対して、特許審判院では、上記無効審判を迅速審判により早急に処理(無効審判処理期間(平均):迅速審判(5ヶ月前後)、一般の審判(9ヶ月前後))することとした。

また、特許庁は、特許法上虚偽行為の罪として2021年4月28日に検察に捜査依頼も要請した。(株)テウン製薬が実験データを改ざんして特許を取得し、改ざんしたデータを真実のものと陳述して特許が無効ではないという審決(特許無効審判2016DAN1231号:審判請求人安国薬品(株)(審決日:2017.1.23.))を受けたと疑われる行為に対して、一罰百戒するために強く対処するものとした。

これに関し、公正取引委員会では、今年3月にデータを改ざんして特許を取得した後に特許訴訟を提起したと疑われる行為は、不公正取引行為に該当するものと判断し、(株)テウン製薬に是正措置及び約23億ウォン(約2億2400万円)の課徴金を賦課する決議をしている。

具体的には、行政機関である食品医薬品安全処の生動性実験(申請した薬の生物学的作用が既存の薬と同一であるか実験すること)データを調査した結果、特許

象となる発明が、先行技術と差異があるにもかかわらず、かかる差異を克服して先行技術から容易に発明できるか否かを見なければならぬ(大法院2016.11.25.宣告2014HU2184判決等参照)。特許発明の請求範囲に記載された請求項が複数の構成要素からなる場合には、各構成要素が有機的に結合した全体としての技術思想が進歩性判断の対象となるのであって、各構成要素が独立して進歩性判断の対象となるわけではないので、その特許発明の進歩性を判断する際には、請求項に記載された複数の構成を分解した上で、それぞれ分解された個別の構成要素の公知の有無のみを見てはならず、特有の課題解決原理に基づいて有機的に結合された全体としての構成の困難性を判断しなければならず、その際、結合された全体の構成としての発明が有する特有の効果も併せて考慮しなければならない(大法院2007.9.6.宣告2005HU3284判決等参照)。

2. 事件の概要

末端肥大症やカルチノイド腫瘍等を治療できる有効成分であるオクトレオチドのためのマイクロ粒子状の徐放性製剤(3ヶ月間持続放出)としての医薬組成物提供のための発明の進歩性が問題となった事案である。

原審は、オクトレオチドを含有するマイクロ粒子状の徐放性製剤に関する先行発明1の実施例に、デスロレリン及びリュプロレリンという活性物質に関して、本事件請求項1の発明と同一組成のマイクロ粒子を含む徐放性製剤と効果を開示している先行発明2、又は先行発明6を結合すれば、本事件請求項1の訂正発明の進歩性が否定され、これを前提にその従属項である本事件請求項3~5、請求項7~13の訂正発明の進歩性が否定されると判断した。

大法院は、先行発明1は、本事件請求項1の発明とマイクロ粒子の組成に差異があり、その効果に関しても、7日程度の体外放出の結果のみを含んでおり、先行発明2、6の活性物質は、オクトレオチドと剤形の放出速度に影響を及ぼす物性及び構造が異なり、通常の技術者が先行発明1に先行発明2又は6を結合したからといって、先行発明2、6の徐放出効果があるまま現れるとは予測し難い点等を考慮すると、通常の技術者が、先行発明を結合して本事件請求項1の訂正発明に至ることが容易であるとみるのは難しいと判断し、原審を破棄した。

明細書上の成功データ件数を増やし(1件→3件)、詳細な数値も改ざんしたものと判断し、課徴金を賦課した。

今回の事件をきっかけに、特許庁と公取委は、特許関連事件の処理における一貫性を保つため、事前協力を強化することで合意した。

今後、特許庁は、今回の事件のように重要な実験データ等を偽って特許を取得したと疑われる行為に対して、特許制度の公正性を毀損するとみなし、厳重に対処する計画だ。

特許庁の特許審査企画局長は、「IP金融の拡大、懲罰賠償の導入等で特許の経済的価値が上がると共に、公正な特許制度の定着がより重要になっている」と強調し、「特許庁は、書類を偽って不当に特許を受ける行為に対し、断固として対処し積極的な行政を行っていく」と述べた。

タッブツキャンディ、タップルの コラボ製品かど… 「タップル」商標権の侵害論争

「ファンシューマー(funsumer: funとconsumerを合わせた造語)無分別なデザイン盗用でタップルに思わぬ被害

→タップル(接着用スティックのりの商標であるが、韓国では一般にスティックのりをタップルという)に似たキャンディ…コラボ効果を狙った「悪意のある製品」



タップル



タッブツキャンディ

最近MZ世代(1980年代以降に生まれたミレニアル世代と、1996年代以降に生まれたZ世代の総称)の間で流行している異色コラボ熱により、ジャンルを超えたコラボレーションが盛んになっている。

2月には、韓国の大手コンビニでタップルのコラボ商品と思わせるような『タッブツ』キャンディが販売され

たが、タップルのメーカーであるアモスは、『タッブツ』キャンディとのコラボはしていない、との立場を表明した。

液体のりが一般的だった既存の市場において、韓国で初めて固体のり「タップル」を発売して文具用品を一段階アップさせた「アモス」は、『タッブツ』キャンディの発売を確認すると共に、供給業者に対し即座に強く抗議して、『タッブツ』キャンディの販売停止と全商品の回収を要請した。

アモスの関係者は、「無分別な食品のコラボに対する懸念が高まる昨今、コラボを行わず発売された『タッブツ』キャンディは、幾つものメディアでタップルと共に紹介されており、販売を中止したとしてもタップルのブランドイメージに大きなダメージを与えたことには変わりない」とし、「許可を受けていない知的財産権を無断で盗用した場合、著作権侵害及び不正競争防止法違反等による刑事処罰及び民事上の損害賠償を課し得る。」と語った。

一方、アモスは、多様なメーカーからコラボの提案を受けているが、子供用の製品を作る場合、子供の安全を最優先した商品のみを検討しているとのこと。現在は、アパレルブランドTWNとのコラボにより、大人のためのファンダフル(Fun & Wonderful)モーメントをコンセプトにTシャツやビーチタオルを発売して、好評を得ている。

出願動向

人工知能を利用した医療診断方法の 特許出願が急増

第4次産業革命が医療分野にも適用されるに従って、人工知能を利用して疾病を診断し、予測する医療診断方法分野の特許出願が多くなっている。特許庁によると、人工知能を用いた医療診断方法の特許出願は、2015年以前は10件にも満たなかったが、2016年に19件に増え始め、2017年46件、2018年108件、2019年145件、2020年には270件が出願され、最近5年間で年平均94%の増加傾向を見せている。人工知能を用いた医療診断方法は、診療記録や医療機器から測定された生体測定情報、医

療映像、遺伝情報等、様々なビッグデータを人工知能技術で分析して、疾病を診断又は予測する技術である。

出願人別では、韓国人が出願を主導しており、外国人の出願人は6.7%にすぎない。韓国の出願人の場合、医療の人工知能に関するスタートアップ企業及び大学の産業協力団等が同分野の特許出願を牽引していることが分かった。詳細では、医療人工知能のスタートアップ企業273件、大学産業協力団224件、個人46件、医療財団法人42件、研究所18件、病院15件、その他9件の順に出願されている。

使用される医療データを種類別にみると、医療映像情報を活用した出願が153件で最も多く、臨床及び診療データを用いた出願が84件、バイオマーカ関連の出願が35件、心電図情報を用いた出願が20件、歩行情報利用の出願が6件となっている。医療映像情報データの場合、撮影機器が標準化されており、定型化されたデータ情報が生成されるため、人工知能を適用して疾病を診断する上で有利なためと考えられる。

診断疾病により分類してみると、癌を診断するケースが36件で最も多く、認知症等の脳疾患が32件、心臓疾患18件、眼疾患16件、口腔疾患15件、うつ病10件、その他の疾病76件で、韓国の成人がよくかかる疾病に関する出願が多いことが分かった。

特許庁は、「人工知能のような第4次産業革命技術が、医療分野で活発に取り入れられている傾向」とし、今後は、「新型コロナウイルスにより社会が変化しており、また高齢化も進んでいるため、非対面の診断技術に関する特許出願が、一層活発になると予測される」と述べた。

人工知能、モノのインターネットで 粒子状物質の測定技術は進化中

人工知能、モノのインターネット、バイオテクノロジーが融合した特許出願、過去5年間に年平均30%増加

最近、粒子状物質の測定技術の国内研究開発が非常に活発である。特許庁によると、粒子状物質測定に関する出願件数は、2010年の8件から2019年の212件へと、10年間で約20倍以上増加した。2020年も増加傾向は続いた。

最近の最も大きな変化は、過去5年間に、粒子状物質

測定技術にも人工知能(AI)やモノのインターネット(IoT)、バイオテクノロジー等の第4次産業革命技術を融合する傾向が明確になってきたことだ。実際に、第4次産業革命技術を融合した特許出願は、2015年の14件から2019年の43件へと、ここ5年間で年平均32%の増加傾向を示していることが調査の結果分かった。

特許庁が、主な出願人を対象に粒子状物質測定技術の中核分野に関するアンケートを実施した結果、今後の中核分野として、①AI・ビッグデータを活用した粒子状物質測定技術、②IoTを適用した室内外の空気質測定技術、③粒子状物質と生物粒子の同時測定技術との融合、を展望していることが分かった。

①AI・ビッグデータを活用した粒子状物質測定技術：様々なAIアルゴリズムと気象及び粒子状物質測定情報のビッグデータを利用して測定誤差を減らし、予測情報を提供する技術。

②IoTを適用した室内外の空気質測定技術：測定装置がモバイル機器及びサーバーとの通信を通じて結果を分析し、ユーザのニーズに合わせて空気清浄機、換気(空調)システム等を自動制御する技術。

③粒子状物質と生物粒子の同時測定技術：粒子状物質の測定と共に有害細菌及びウイルスの検出技術。

特許庁は、「粒子状物質に関連する市場の拡大と政府の関連政策の推進により、粒子状物質測定技術に関する特許出願は今後増加することが予想され、特にポストコロナ時代に備えて、様々な形の情報通信・バイオテクノロジーを融合した特許出願が急増することが予想される」と述べた。

最新技術

サムスン電子、またもリード… 業界初の高性能コンピューティング用 CXLDラム開発

サムスン電子は、業界で初めて次世代インターフェース「コンピュータエクスプレスリンク」(CXL: Compute Express Link)基盤のDRAMメモリ技術を開発したと発表した。当該技術は、AI、マシンラーニング、

ビッグデータ等のデータセンターの性能を画期的に改善する大容量・高帯域Dラム技術として挙げられる。

サムスン電子によると、CXLDRAMメモリは、既にインテルのプラットフォームでの検証を終えており、次世代データセンターが要求する大容量Dラムソリューション基盤技術を確保したと評価した。サムスン電子の関係者は、「CXLDRAMメモリ技術の開発を通じて、次世代半導体技術においてリードする立場になった」とし、「グローバルな主要データセンター、クラウド企業との協力を増やしていく計画だ」と述べた。

最近、AIとビッグデータを活用する応用分野が増え、処理すべきデータの量も爆発的な増加傾向にある。しかし、現在のデータセンターやサーバープラットフォームで使われている従来のDDRインターフェイスは、システム搭載可能なDラム容量に限界があり、これを上回る代案が求められてきた。

CXLは、高性能コンピューティングシステムで、中央処理装置（CPU）と共に作用する加速器やメモリ、保存装置等をより有効に活用するための新しいインターフェイスである。従来のコンピューティングシステムのメモリ容量の物理的限界を克服し、Dラム容量を画期的に拡張できるというのが特徴だ。

サムスン電子は、CXLインターフェイスの開発のために大容量ステートソリッドドライブ（SSD）に適用されるEDSFF（Enterprise & Data Center SSD Form Factor）を適用した。業界初の試みだ。これによってCXLDRAMは、既存システムのメインDラムと共存しながらシステムメモリ容量をテラバイト級まで拡張することが

できる。

既存のDラムのコントローラは、データを一時的に保存する単純バッファの役割だけを行っていたが、今回のCXLDRAMは、最先端のコントローラ技術が融合され、AI、マシンラーニング、インメモリデータベース等のビッグデータを活用する分野で積極的に使えるようにした。また、CXLDRAMコントローラは、コンピューティングシステムがメインメモリであるDDRDRAMとCXLDRAMを共に使用できるよう、「メモリマッピング」と「インタフェースコンバーティング」技術、「エラー管理」等をサポートする。エラー管理は、システムエラーを最小化してデータの信頼性を向上させることができる機能である。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

（調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争）

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr
Website : <http://haandha.co.kr>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr